南九州市公営企業管理規程第６号

南九州市建設水道課事務分掌規程を次のように定める。

令和８年９月24日

南九州市公営企業管理者
南九州市長　　塗　木　弘　幸

南九州市建設水道課事務分掌規程

（趣旨）

第１条　この規程は、南九州市水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（平成19年南九州市条例第194号）第５条第２項に規定する建設水道課（以下「課」という。）の事務分掌を定めるものとする。

（組織）

第２条　課に属する事務を分掌させるため、本庁に次の係を置く。

⑴　水道業務係

⑵　水道工務係

２　前項に規定する係のほか、課に属する事務を分掌させるため、頴娃支所及び川辺支所（以下「支所」という。）に建設農林係を置く。

（分掌事務）

第３条　各係の分掌事務は、別表第１のとおりとする。

２　別表第１に定める各係の分掌事務は、当該係の事務のすべてを掲げたものではないので、制限的に解してはならない。

３　前２項に定めるもののほか、所管が明らかでない事務の分掌は、公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）がこれを裁定する。

（課長等の設置）

第４条　課に課長を、支所に支所長を、係に係長を置く。

２　前項に定めるもののほか、必要により参事、主幹、主任主査及び主査を置くことができる。

３　前２項に規定する職については、それぞれ当該職の置かれている組織の名称を冠したものをもって、当該職の名称とする。

（職務）

第５条　課長及び支所長は、上司の命を受け、課及び支所建設農林係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　参事は、主管の課長及び支所長に直属し、特命の事務を処理する。
３　主幹は、上司の命を受け、又はその指示を求めて、下命の事務を処理し、課長及び支所長を補佐する。
４　係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、又は上司を補佐し、必要があるときはこれを代理する。
５　主任主査及び主査は、上司の命を受け、又はその指示を求めて、下命の事務を処理する。

（職員の職及び職務）

第６条　課及び支所建設農林係に置く職員の職及び職務は、前２条に定めるもののほか、次のとおりとする。

職種	職	職務
事務職	主任主事 主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技術職	主任技師 技師	上司の命を受け、技術に従事する。
技能職	水道技師	上司の命を受け、労務に従事する。

２　水道技師とは、水道施設の維持管理などの労務に従事する職員をいう。

（管理者の職務代理）

第７条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づく管理者の職務代理者は、副市長とする。

（事務の委任）

第８条　管理者の権限に属する事務で、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第２項の規定により委任する事務については、別に定める。

（代決）

第９条　管理者の決裁事項の代決は、次のとおりとする。
⑴　管理者が不在のときは、課長が代決する。
⑵　課長が不在のときは主管係長が代決する。
２　課長の決裁事項の代決は、課長が不在のときは、主管係長が代決する。

（代決の制限）

第10条　前条の規定による代決は、特に命令する場合のほか、異例又は重要と認めるものについてはこれをなすことができない。

（専決事項）

第11条　課長及び支所長の専決することができる事項(以下「専決事項」という。)は、別に定めるもののほか、別表第２のとおりとする。

（専決の制限）

第12条　課長及び支所長は、この規程において定める専決事項であっても、次の

各号のいずれかに該当するときは、管理者の決裁を受けなければならない。

⑴　事案が重要であるとき。

⑵　事案が異例に属し、又は先例となるおそれがあるとき。

⑶　事案について紛議論争のあるとき、又は紛争論議が生ずるおそれがあるとき。

⑷　その他特に管理者において事案を承知しておく必要があるとき。

第13条　課長及び支所長は、この規程において専決事項として定められない事項であっても事案の内容により専決することが適当であると認められるものは、この規程に準じ、専決することができる。

（報告）

第14条　課長及び支所長は、必要があると認めるときは、専決した事項を管理者に報告しなければならない。

別表第１（第３条関係）

本庁

係	分掌事務
水道業務係	1　公営企業行政の総合企画及び総合調整に関すること。 2　職員の身分取扱いに関すること。 3　予算及び決算に関すること。 4　出納及び会計事務に関すること。 5　契約に関すること。 6　文書の収受及び発送に関すること。 7　文書の管理に関すること。 8　公印の保管に関すること。 9　水道料金及び給水負担金に関すること。 10　公共下水道及び農業集落排水（以下「下水道等」という。）の使用料及び受益者負担金に関すること。 11　資産の管理に関すること（貯蔵品の管理を除く。）。 12　業務統計に関すること。 13　広報宣伝に関すること。 14　その他管理営業に関すること。
水道工務係	1　水道用水の供給に関すること。 2　水道施設及び下水道等施設（以下「施設」という。）の維持管理に関すること。 3　指定工事店に関すること。 4　施設の整備計画に関すること。

	5　施設の設計及び工事施工に関すること。 6　給水装置に関すること。 7　貯蔵品の管理に関すること。 8　水質検査及び滅菌に関すること。 9　下水道等の排水設備の審査に関すること。 10　その他施設に関すること。

各支所共通

係	分掌事務
建設農林係	1　水道料金及び給水負担金に関すること。 2　下水道等の使用料及び受益者負担金に関すること。 3　その他管理業務に関すること。

別表第２（第11条関係）

専決事項	1　収入金の調定並びにその更正及び取り消しに関するもの 2　収入伝票（収入更正を含む。） 3　１件100万円未満の予算の執行及び支出命令。ただし、次に掲げるものについては全額 ア　手当等 イ　法定福利費 ウ　動力費 エ　支払利息 オ　企業債償還金 4　予備費の充用及び予算の流用に関するもの 5　支出金の科目更正に関するもの 6　前払金に関するもの 7　既に決裁を経た金額の収支命令に関するもの 8　諸証明及び公簿の閲覧に関するもの 9　納入通知書の発行に関するもの 10　督促状及び催告状の発行に関するもの 11　使用料その他徴収金の減免及び徴収猶予に関するもの 12　事務遂行上必要な関係者の呼出しに関するもの 13　所管に係る営造物の使用許可に関するもの 14　給水工事施工に関するもの 15　給水の制限及び停止に関するもの 16　前各号に定めるもののほか、南九州市事務決裁規程（平成19年南九州市訓令第３号）別表第１、別表第５、別表第７、別表第８、別表第

	９及び別表第11に規定する課長の専決事項

附　則

この規程は、令和８年９月24日から施行する。